

お客様各位

募集型企画旅行条件書

契約書面\*は、しっかりお読みください!(※契約書面とは「旅行条件書」「最終日程表」を含みます。)

満足のいく旅行の秘訣は、契約書面\*をよく読むことにあり!

契約書面には、お客様に有益な情報だけではなく、事前にご理解頂きたい大切な情報も含まれています。また旅行業約款では、旅行者にも書かれている内容を理解するよう努める責任が課せられています。「読んでなかった…」 「そんな知らない…」ではご旅行をお楽しみいただけません。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。

1.募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、国際開発株式会社(東京都千代田区神田富山町10-2 アペンド神田ビル1階 観光庁長官登録旅行業275号) (以下「当社」といいます)が企画、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊サービスに関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレットまたは募集広告またはインターネットホームページにおいてコースごとに記載されている条件を説明した(以下総称して「パンフレット」といいます)本旅行条件書、出発前にお渡しの最終旅行日程表と称する書面(以下「確定書面」といいます)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)になります。

2.旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は当社の受託営業所(以下「当社」といいます)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料、又は運送料のそれぞれ一部として取り扱います。また、旅行契約は、契約締結を承諾し申込金を受領したとき成立するものといたします。

Table with 2 columns: お申込金(お一人様), 旅行代金の20%

- (2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他通信手段による旅行契約の予約の申込を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、予約はなかったものと取り扱います。
(3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)によりお申込金を当社が受領したとき、又は郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社からお客様と旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、運送契約によって契約を成立させたときは、第23項(2)の定めにより契約が成立したものと取り扱います。
(4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
(5)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものでもありません。
(7)当社は、契約責任者が団体・グループを行わない場合は、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者の契約責任者とみなします。

3.ウェイトイングの取扱いについての契約

お申し込みの段階で、満席、満空その他事由による旅行契約の締結が直前にできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくこととさせていただきます(以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます)。この場合、お客様がウェイトイングのご希望として登録し、予約可能なよう、手配努力をいたします。その際、「申込金」と同額を「預り金」として申し受けます。(ウェイトイングの登録は予約完了後にのみ有効となります。当社は予約が完了した場合は速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し込みがあった場合、又はお待ち頂け期限までに結果として予約完了できなかった場合、当社には「預り金」を全額払い戻します。

4.お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、学歴、技能その他の条件が当社の指定する条件に致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の体調に調った特別な措置に要する費用はおお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出した上で参加が認められます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者(同伴者の同行など)を条件とさせていただきます。この一部について内容を変更させていただきます。ご負担の少ない他の旅行をお勧めする、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
(4)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。この場合、お客様が当該費用を当社が指定する期間内に当社が指定する方法で支払わなければなりません。
(5)お客様の都合により別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
(6)お客様の他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(7)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5.契約書面と確定書面(最終旅行日程表)の交付

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しします。契約書面は「パンフレット」本旅行条件書、予約確認書等に構成されます。
(2)旅行契約(1)の契約書面を構成する書面として、確定書面に旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された確定書面を旅行開始日の前日までにお渡しいたします(原則として旅行開始日の2週間前～5日前にお渡しされるように努力いたします)。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以後のお渡しがあります。また、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

6.旅行代金のお支払い

当社が指定する期日までにお支払いください。また、当社とお客様が第23項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金)として表示したものとみなします。第14項に規定する取消料・違約料、第7項(3)に規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料を支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日となります。

7.旅行代金について

- (1)本条件書の各項目に旅行代金とは「パンフレット」に「旅行代金として表示した金額」「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。
(2)旅行代金は、第2項の「申込金」、第14項(1)の1.の「取消料」、第14項(1)の2.の「Aの」違約料、及び第12項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
(3)追加代金とは航空会社・航空便・航空座席の選択、宿泊ホテル・お部屋のグレードの選択、出発日・帰着日の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金及び「〇」プランと称する追加代金等「パンフレット」に表示して追加する代金をいいます。

(4)【帰国延長プラン】お一人様5,000円

新規予約時にお申し出頂き空席があれば、帰国便の搭乗日を延長して、現地の滞在を延長できます。延長期間部分はホテルでの宿泊(食事)が含まれていません。日程に含まれるホテルチェックアウト日の翌日以降、現地出発日(帰国日)後路航空機乗降日の前日までの間は、当社が旅行サービスの手配をしない「無手配日」になり、募集型企画旅行特別補償規定の対象外となります。帰国時のご利用の便の搭乗のみを変更するで、ホテルから空港までの送迎および搭乗手続きのお手配などは含まれません。「無手配日」に基本旅行以外の宿泊、観光、運送機関などの旅行サービスの手配をご希望される場合は、別途「手配旅行契約」となり、当該旅行費用および取扱料が必要となります。長期延長(より)の航空運賃特別変更が必要となった場合は、別途運賃差額が必要となります。

8.旅行代金に含まれるもの

- パンフレット明示された以下のものが含まれます。
(1)航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、パンフレットに別段の表示がない限り、運送機関の課す付加運賃・料金(原簿の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるもの)に限ります。以下同様とします。)を含みません。また、コースにより等級が異なります。)別途明示する場合を除き電子クーポンとなります。
(2)送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所。但し、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。
(3)観光の料金(バス料・ガイド料・入場料)
(4)宿泊の料金及び付サービス料(パンフレット等に特に記載がない限り2人1部屋に2人ずつの宿泊を基準としめます。
(5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
(6)航空機による手荷物の運搬料金
(7)お一人様1人につき1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお一人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関において、旅行サービスとの間で行うものといたします。

9.旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(7)のほか「パンフレット」に別段の表示がない限り旅行代金に含まれません。その他、一部を以下に例示する分について)
(1)超過手荷物料金(電荷の重量・容量・個数を表示する分について)
(2)クリーニング代、電話番号料、ホテルのボイムテックに対する心付け、その他の追加サービス等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料
(3)旅行手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料・予防接種料金・渡航手続代料料金等)
(4)ご希望のみな参加されるアンブロッパー(別途料金の小旅行)の料金
(5)運送機関が課す付加運賃・料金(燃料油・チャーター等)
(6)日本国内の空港施設使用料(日本国内通行税を含む)、各国空港税、出国税など運送機関が政府その他の公的機関に代わって取受しているもの。但し、空港税等を含んでいることを当社が「パンフレット」で明示したコースを除きます。
(7)日本国内においての自宅から出発空港等へ解航までの交通費、宿泊費等

10.お客様が出発までに実施する事項・渡航手続

- (1)ご旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可および各種証明書の取得については、お客様ご自身で行っていただきます。お申込み頂いた性別や、お名前、お前のアルファベットが文字でもパスポートと異なる場合は航空機への搭乗ができません。これにより発生する経費はお客様の自己負担となります。当社は所定の旅券を申し受け、別途契約して渡航手続の一部代行を行うことがあります。この場合、当社にあらはお客様ご自身(起因する事由により)旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)
(2)渡航先が国又は地域によって旅行に有効な有効期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。パスポートの残存有効期が足りず、お客様ご自身でよくご確認ください。お申込みいただいた有効な有効期間の不足により出国ができなくとも当社では一切責任を負いません。
(3)渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報ホームページ」(http://www.forth.go.jp/)にてご確認ください。
(4)渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が与えられている場合があります。
「外務省海外安全ホームページ」(http://www.anzen.mofa.go.jp/)「外務省領事局 領事サービスセンター」(海外/安全相談課) TEL: (内線) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903)にてご確認ください。
(5)旅行中、緊急事態発生など安全にかかわる情報をメール等で受け取ることができ、お客様の「緊急時のシステム」に「E」の登録をお願いします。 https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

11.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画による運送サービスの提供その他の当社の関し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関し得ないものである理由および当該事由による因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12.旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日以前にお客様へ通知いたします。
(2)当社は本項(1)の定めを超過運賃・料金の大幅な減額とされるときは、本項(1)の定ると同じく、その改訂差額だけ旅行代金を減額いたします。
(3)第11項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のめも既に支払済)又はそれにかかわらず発生する費用(当該契約、運料その他の既に支払済)サービスを提供しなかったり、あるいはかかる費用(運賃)が増加したり、あるいはそれにかかわらず発生する費用(運賃)が増加したり、運送・宿泊・部屋サービス等の提供不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社側の変更差額だけ旅行代金を変更します。
(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を「パンフレット」に記載した旅行契約の成立後に当社の責任に帰する事由により当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13.お客様の交替・氏名の訂正

- (1)お客様は、当社の承諾を得て、契約の1名を別の方へ譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替をする手数料として10,000円(税別)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等旅行者の交替に対応しない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
(2)当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている氏名にてご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行・開行の機関への氏名訂正が必要となります。この場合、当社は、お客様の旅行の場合に準じて、本項(1)のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない。旅行契約を解除した場合はもありません。この場合には第14項の当社所定の取消料をいただきます。

14.旅行契約の解除・払い戻し

(1)旅行開始前
1.お客様の解除権
ア.お客様は次表に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消料は、お客様が当社からそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出頂いた時を基準とします。また、旅行開始とは、当社(または当社の代理人)の受付が行われる場合にはその完了時、それ以外の場合には乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物検査等の完了時を言います。ただし、当日急遽参加できない場合は、当該航空会社のチェックインカウンターが閉まるまでにご連絡を頂かないと無連絡不参加となります。
本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース

Table with 2 columns: 契約解除日, 取消料(お一人様). Rows include conditions for cancellation based on departure date and flight status.

注)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

- 1.特定コース(本邦出国時に航空機を利用する旅行、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行で「パンフレット」にクルーズ記述する旨記載があるもの)については、別途お渡しする旅行条件書または「パンフレット」の旅行条件表、取消料によります。
ウ.お客様1名の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することとなります。
a.旅行契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第22項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。
b.本項(1)の1.のうち、旅行代金が増額改定されたとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
d.当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の確定書面を同項に規定の日までににお渡ししなかったとき。
e.当社の責に帰する事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
f.当社は本項(1)の1.の2.により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた額を戻します。取消料が旅行代金でまかなえないときは、その差額をお受けします。また本項(1)の1.の2.により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。
オ.日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社が旅行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとられたと判断して旅行を進行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられることは所定の取消料をいただきます。
カ.お客様の都合による出発の急変、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消とみなし、所定の取消料を収受します。取消料発生期間に不参加が発生した場合でも、当初の取消料で不参加者と同等予定であったお客様が発生した場合はお部屋の割減とさせていただきます。例)当初ご申し込みの参加者1名がキャンセル・シフト・1人になったとき(トリプル利用への変更も含まれません)。取消料発生期間中に部屋割変更により部屋数が減った場合、キャンセルする部屋より移動する方については取消料を申し受けます。
キ.当社の責に帰さない各顧客への取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づき取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。
2.当社の解除権
ア.お客様の第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の1.の2.に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
イ.次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
a.お客様が当社にあらはじめ明らかに性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあることと認められたとき。
d.お客様が契約内容に間に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e.お客様が当社又は関係会社の従業員に対し、暴行、脅迫、恐喝及び強要等を行ない、当社の業務に支障をきたしたとき。
f.お客様の人数が「パンフレット」に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、ま



た、期間外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に旅行中止のご通知をお願いします。

g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のうち、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおかげで極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

i. 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「航空は是非を検討してください」以上の危険情報が出たとき、(但し)十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお客さまの取消料については、本項(1)の1.のみに拠ります。

j. お客様が暴力団関係者その他反社会的勢力であると判明したとき。

ウ 当社は本項(1)の2.のAにより旅行契約を解除したときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の2.のイにより旅行契約を解除したときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

## 2. 旅行開始後の解除

1. お客様の解除・払い戻し  
ア お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。  
イ 旅行開始後であっても、お客様の責に帰せられない事由により確定書面に記載した旅行サービス提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該サービスにない旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ウ 本項(2)の1.の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領者のご都合でなくなくなった部分に係る全額旅行代金に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらずに発生したときは、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 2. 当社の解除・払い戻し

- ア 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらからしめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
  - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫並びに団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
  - c. お客様が当社の従業員又は添乗員、現地スタッフ等にたいし、暴行、脅迫、恐喝及び強要等を行ったとき、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
  - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- エ 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「航空は是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

- イ お客様が暴力団関係者その他反社会的勢力であると判明したとき。
1. 解除の果敢及び払い戻し  
本項(2)の2.のAに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためその提供を受けられなくなった旅行サービスの提供者からして、取消料・違約料その他の其名目で既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者から支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の其名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ 本項(2)の2.のAのd.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担(出発地に属するもの)を必要と解除いたします。

## 2. 当社が本項(2)の2.のAの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社がお客様に既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 15. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第12項の(2) (4)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき全額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては確定書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。>>> ご注意>>> お客様都合による取消に伴う返金の際の手数料はお客様ご負担となります。予めご了承ください。
- (2) 本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様が当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 16. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 17. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認められる業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を確定書面に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとなります。

## 18. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
  1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  2. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
  3. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  4. 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  5. 自由行動中の事故
  6. 盗難
  7. 食中毒
  8. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間経過後にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害発生の日にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円で、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。」といたします。
- (4) 航空運送約款定めは航空会社のためにより、日程上実施し得ない複数の予約(重複予約)をお持たせの場合、航空会社で予約が取り消された場合は責任を負いません。

## 19. 特別補償

(1) 当社は参加(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、身体に被った一定の損害については、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円を支払います。

(2) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金を

- お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスタビリング、ハングライダー搭乗、超経路動力機(モーターハングライダー、マイクログlider機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故が生じたものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当社が本項(1)に基づき補償金を支払った義務と前項により損害賠償義務を重なる責を負った場合であっても、一方の義務が履行されたときその全額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 20. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、責任、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を遵守しないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を受け取ります。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万一が契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき認識したときは、旅行地において速やかにお旨を添乗員、輪船員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込地に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態になると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、ご負担に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要する費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用が指針する期間まで当社に指定する方法で支払うなければなりません。
- (5) 復路送迎のときは、航空便の遅延などが発生した際につきご対応のお手伝いをさせていただきます。送迎を放棄されますとご不在につきご自身で対応頂くこととなりますが、当社手配の復路便については必要に応じて可能な限りお手伝いをさせていただきます。何らかい申し出「出発のご案内書」記載の現地連絡先へお電話ください。

## 21. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様に対して、別途の参加料金を取受けて実施する小旅行(以下「当社オプションツアー」といいます)のうち、当社が企画・実施するもの第19項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットに明示した場合には、当社は、当該オプションツアーに参加中にお客様に発生した第19項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません(但し、当該オプションツアーのご利用が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載したお客様を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法人に拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット等「単なる情報提供」で可能なスポーツ等記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害については、当社は第19項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

## 22. 旅程保証

- (1) 当社は、右表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の1.、2.、3.を規定するものを除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得る額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更が生じた日(本項第18項(1)の規定に基づく責任が生ずることが明らかになった場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。)
1. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の他の諸設備の不足が発生したときには変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア 旅行日程に変更を要する悪天候、天災地変、い・戦乱、ウ 暴動、イ 官公署の命令、ウ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、d 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供、キ 旅行参加者の生命又は身体に安全確保のための必要な措置
- 第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
3. パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける条件が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がいつの旅行契約に基づき支払う変更補償金(の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得る額を上限とし、また未払の旅行代金につき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。)
- (3) 当社はお客様の同意を得て全額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相應の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更		1件当たりの率(%)	
旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合		
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%	
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%	
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のみの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%	
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%	
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%	
6. 契約書面に記載した本邦外と本邦外との間における直行便の乗継便又は経路便の変更	1.0%	2.0%	
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%	
8. 契約書面又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%	
9. 上記1.～8.に掲げる変更のうち募集契約変更のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更		5.0%	
注1: 「旅行開始前」には、当該変更について旅行開始日の前日までに当社に通知し、旅行開始後においては、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合は指します。			
注2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容と異なる場合は確定書面の記載内容と実際の提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それにより変更につき件として取り扱います。			
注3: 3.4.に掲げる変更による運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。			

- 注4: 4.に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5: 7.に掲げる宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。
- 注6: 4.7.8.に掲げる変更が一乗船等又は一泊中の複数生じた場合であっても、一乗船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注7: 9.に掲げる変更については、1～8.の率を適用せず、9.によります。
- 注8: オプションツアーによる旅程保証の対象とはなりません。

## 23. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の預金への会員の署名なくして旅行代金の支払を受けるとの条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受けられる場合があります。(以下「通信契約」といいます)その場合の旅行条件は、本企画旅行条件書に準拠いたしますが、一部異なるところで以下に異なる点のみご案内します。
- (1) 通信契約の申込に際し、会員は、申込しように「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「発着番号」、「カードの有効月日」等(以下「会員番号等」といいます)を当社にお申し出いただきます。
  - (2) 通信契約は、電話によるお申込の場合は、当社からお申込を受理した時に成立します。また、郵便・インターネットその他の通信手段によるお申込の場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨のe-mail、フロッピー、留守電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
  - (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社から別途指定する期日まで現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。
  - (4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第12項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第14項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき全額が生じた時は、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額は旅行開始後の解除による払戻しにあっては旅行開始後に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員は当該通知を行なった日からカード利用日とします。
  - (5) 通信契約を締結したお客様の場合であって、会員の所有するクレジットカードが無効となった場合、旅行代金が提携会社のカード会員規約に従って決済できない時は、旅行契約を拒否させていただきます。ご負担がなくなります。
  - (6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等によって受け取れない場合もあります。

## 24. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移住費等がかかることがあります。また、事故の発生、加害者の損害賠償請求が賠償金の回収が大変困難である場合があります。このことを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、当社の係員にお問い合わせください。

## 25. 個人情報の取扱い

- 旅行参加申込書にご記入いただく個人情報は、当社の個人情報保護の基本方針にもとづき、以下に掲げる個人情報の保護規定および法令に準拠し、適切な管理、利用、保護に万全を尽くします。
- (1) 当社は、お客様にご提供した個人情報、お客様との連絡のために利用させていただきます(但し、お申込みになられた旅行サービスの手配に必要な範囲で、運送機関の旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号および現地滞在先等、あらかじめ電子的方法等によって送付、提供します。また、旅行先での買い物等の便宜のため、土産物店にお客様の個人情報提供することがあります。また、お客様により良い旅行商品やサービスを提供するために、新しく旅行商品やサービス、キャンペーン・情報等のご案内、アンケートや旅行参加のご感想の提供をお願いし、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用して頂くことがあります。)
  - (2) 当社は、下記の場合を除き、お客様から預かった個人情報第三者に開示・提供いたしません。
    - ① お申込みになられた旅行サービスの手配のため、旅行サービス提供機関や当社および販売先の手配業務委託先、必要最小限の情報を提供する場合。
    - ② お客様本人の事前の同意がある場合。
    - ③ 法的に提供が求められ、法令および法的な命令等にもとづき、個人情報の公開・提供が求められた場合。
  - (3) 当社は、旅行添乗業務、空港カウンター業務等、お客様からお預りした個人情報の一部または全部の業務を社外へ委託する場合は、当該企業について厳格な調査を行なったうえで、個人情報保護適切に管理・保護されることを、定期的な監督を行います。お客様から提供された上記第二者への提供に同意頂けない個人情報があり、その情報が、お申込みになられた旅行サービスの手配に必要な不可欠なものである場合、お申込みを受けられない場合があります。
  - (5) 上記個人情報の第三者への提供停止、データの削除、訂正を希望される場合は、お申込み店まで申し出ください。

## 26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

## 27. その他

- (1) お客様が現地で事故、犯罪等の被害に遭われた場合には、必ず現地で警察に行き、被害の申告をし、必要に応じて事故証明書等を取得して下さい。また、事故、犯罪等により、怪傷をされた場合には、必ず現地で病院に行き、医師の診察を受け、事故に応じて診断書等を取らせて下さい。お客様が現地で警察、病院等に行かず、事故証明書、診断書等を取得せずに帰国されたときは、保険、補償等の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。また、この案内・資料、弊社においても、一切対応いたしません。
- (2) お客様が個人的な案件・買物等を添乗員等に依頼された場合はそれに伴う諸費用、お客様の怪傷、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物取扱い・往路諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (3) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝い、いたしません。免税戻し戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意ください。その手続きは、土産店・空港等でご確認の上、お客様ご自身で行ってください。ワシントン連邦内国語法により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (5) ごとく代金は決済を専用では使用しない方に、ごちから原則として旅行開始日当日を基準に適用いたしますが、ご利用の航空会社によっては帰国日が基準となる場合があります。
- (6) 当社が募集型企画旅行契約により旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット紙等に記載している発着空港を以て(集合)して、当該空港に着発(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所を以てし、海外での解散場所を解散するまでとなります。
- (7) 本邦内の空港等から、本項(6)の発着空港までを区別して別手配した場合は(パンフレット等に記載の追加代金または無料手配を含む)は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (8) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社との登録サービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更による第18項(1)及び第22項(1)の責任は負いません。
- (9) ベーシックツアーは、資格制度も未整備で、あくまでホテルに対しては専ら事故等が発生するに依る制度も不備のため、当社では承っております。上記のような事情を了解の上で、ご利用を希望される場合には、当社は関与致しかねますので、ホテル到着後に直接お申込みください。

この旅行条件書は2018年10月7日の基準に基づきます。

# ご注意

## 1. ご旅行をお楽しみ頂くために

ご旅行中に、提供されたサービスが契約内容と異なること認識された場合は、直ちに現地にてお申し出ください。ご帰国後にお申し出いただいても対応致しかねる場合もございます。

## 2. お荷物について

送迎車は、お1人様スーツケース1つと手荷物1つを想定してご利用いたします。それを超える場合、追加運搬手数料が発生しますので、ご出発の7日前(土日祝除く)までにお申し出ください。事前連絡なくご持参された場合、現地にて追加運搬手数料をお支払いいただいた上で別車両がご用意できるまでお待ち頂くか、お客様のご負担・責任においての移動(タクシー等)をお願いすることがございます。

## 3. ダブルブッキング(重複予約)について

既(旧)の旅行会社にお申込みをされ、当社にもお申込みをされた場合、空席・空室があった場合でも、航空会社およびホテル側が予約を受け付けない場合がございます。また、予告なく確保済みであった座席・お部屋をキャンセルされる場合もありますが、当社では責任を負いません。

## 4. 忘れ物について

検索、回収及び発送の際にかかる手数料として1件につき一律3,000円(税込)を頂いております。手数料は発見の可否に関わらず請求させていただきます。また発見された場合、お客様へ返送するための実費は別途お客様の負担とさせていただきますので予めご了承ください。(配送中に破損が生じた場合に弊社では補償致しかねます。)